

【Q&A】大津市小児慢性特定疾病医療費助成 新規申請関係

No	事項	問	答え
1	申請	申請はどこでできるか。	大津市保健所母子保健課の窓口または市内のすこやか相談所の窓口もしくは郵送で申請してください。ただし、すこやか相談所では申請書類の細部の確認は行いませんので、申請に不備があった場合は、母子保健課の職員より申請者様へ御連絡させていただきます。
2	申請者	申請者は誰になるのか。	児童と同じ医療保険に加入している保護者であれば、どなたが申請者になっていただいてもかまいません。また、単身赴任等で申請者となるべき被保険者が世帯内にいない場合は、児童を現に監護する保護者でも差し支えありません。
3	申請書	申請日はいつにしたらよいか。	すべての書類を準備し終わったのち、申請書を提出する日（または郵送する日）を申請日としてください。
4	申請書	申請書は何で記入したらよいか。	黒のボールペン（フリクションペンなどの消せるものは不可）で記入してください。
5	申請書	申請書を書き間違えてしまった。	該当箇所にボールペンで二重線を引いていただき、正しい内容を記入してください。
6	申請書	申請書等に印鑑は押さなくてもよいか。	署名のみで押印は不要です。
7	有効期間	新規申請が承認された場合、有効期間はいつから始まるのか。	申請日から次の①又は②のいずれか遅い日を有効期間の開始日とします。 ①指定医が疾病の状態の程度を満たしていると診断した日(医療意見書の「診断年月日」欄の日付)。 ②申請日から原則1か月前の日、ただし指定医が診断書の作成に期間を要したことその他やむを得ない理由があるときは最長3か月前の日
8	有効期間	承認された場合、受給者証の有効期間はいつまでになるか。	原則、上記7の開始日から次に迎える9月30日までとなります。
9	医療機関	受診を希望する指定医療機関が決まっていない。	現時点で把握している指定医療機関を記載してください。認定後、随時指定医療機関は追加していただけます。
10	医療意見書	医療意見書に有効期限はあるか。	医療意見書は、原則として当該医療意見書の記載年月日から3ヶ月間有効として取扱います。
11	審査	承認・不承認はどのようにして決まるのか。	主治医の作成した医療意見書をもとに、審査会の医師による認定審査を行い、決定します。
12	審査	申請後、承認・不承認はいつ頃分かるか。	通常は、申請後2～3か月を目安に承認・不承認の結果が分かります。
13	重症患者等	重症患者に当てはまるのかが分からない。	児童の状態と裏面の「小児慢性特定疾病重症患者認定基準」を照らし合わせてご確認いただき、それでも不明である場合は、主治医にご確認ください。
14	重症患者等	重症患者または人工呼吸器装着者に該当するが、どうすればよいか。	追加での書類提出が必要になります。恐れ入りますが、当課へ御連絡のうえ、その旨をお伝えいただき、案内を受けてください。
15	同意書	同意書に記載の賦課期日に大津市に住民票がない場合はどうすればよいか。	大津市では、その年度の課税状況を把握することができないため、賦課期日時点で住民票のあった住所地の自治体で、課税証明書の発行を受けてください。
16	同意書	生活保護世帯だが、書類は何を提出したらよいか。	同意書を提出してください。
17	おたすね票	おたすね票はいつ時点の内容を記入すればよいか。	申請書類提出日時点での内容を御記入ください。
18	償還払い	申請後、受給者証が届くまでの医療費はどうすればよいか。	いったん自己負担でお支払いいただくこととなりますが、申請が認定された後で償還払いの請求ができます。申請方法等については、市のホームページ「小児慢性特定疾病医療費の償還払いについて」を参照してください。

小児慢性特定疾病重症患者認定基準

- ① すべての疾病に関して、次に掲げる症状の状態のうち、1つ以上がおおむね6か月以上継続する（小児慢性特定疾病に起因するものに限る）と認められる場合

対象部位	症状の状態
眼	眼の機能に著しい障害を有するもの（両眼の視力の和が0.04以下のもの）
聴器	聴覚機能に著しい障害を有するもの（両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの）
上肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの（両上肢の用を全く廃したもの）
	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの（両上肢の全ての指を基部から欠いているもの、両上肢の全ての指の機能を全く廃したもの）
	一上肢の機能に著しい障害を有するもの（一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの、一上肢の用を全く廃したもの）
下肢	両下肢の機能に著しい障害を有するもの（両下肢の用を全く廃したもの）
	両下肢を足関節以上で欠くもの
体幹・脊柱	1歳以上の児童において、体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの（1歳以上の児童において、腰掛け、正座、あぐら、横すわりのいずれもができないもの又は、臥位又は座位から自力のみでは立ち上がれず、他人、柱、杖、その他の器物の介護又は補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障害を有するもの）
肢体の機能	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、上記と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの（一上肢及び一下肢の用を全く廃したものの、四肢の機能に相当程度の障害を残すもの）

- ② ①に該当しない場合であって、次に掲げる治療状況等の状態にあると認められる場合

疾患群	治療状況等の状態
悪性新生物	転移又は再発があり、濃厚な治療を行っているもの
慢性腎疾患	血液透析又は腹膜透析（CAPD、持続携帯腹膜透析を含む）を行っているもの
慢性呼吸器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの
慢性心疾患	人工呼吸管理又は酸素療法を行っているもの
先天代謝異常	知能指数20以下であるもの又は1歳以上の児童において、寝たきりのもの
神経・筋疾患	発達・知能指数は20以下であるもの又は1歳以上の児童において、寝たきりのもの
慢性消化器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	この表の他の項の治療状況等の状態に該当するもの
皮膚疾患群	発達・知能指数20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
骨系統疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
脈管系疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの